

町有地売り払い案内書

上川郡新得町

令和8年10月15日改訂版

新得町では、公共用または公共施設用となりづらい町有地の有効的な利活用を図るため、公募による売却をいたします。

購入を希望される方は、この案内書の内容を十分把握した上で申し込みをして下さい。
売却する物件は以下のとおりです。

売 り 払 い 物 件 一 覧 表

令和8年10月15日現在

番号	所 在 地 番	種類	地目	公簿面積 (㎡)	都市計画用途	容 積 率 /建ぺい率 (%)	販売価格 (円)	単価 (㎡/円)	備 考
新得市街									
A2	本通南5丁目3番4	土地	宅地	55.74	第1種住居地域	200/60	2,227,600	8,611	
	本通南5丁目4番1			44.00					
	本通南5丁目5番1			158.96					
A3	本通南5丁目23番1	土地	宅地	158.58	第1種住居地域	200/60	4,571,800	7,576	
	本通南5丁目24番1			354.67				8,137	
	本通南5丁目24番4			59.54				8,137	
A4	西3条南4丁目33番20	土地	宅地	121.00	第2種中高層住居専用地域	200/60	690,700	5,708	
A9	栄町58番1	土地	宅地	455.24	指定のない地域	200/60	1,464,900	3,218	
A10	受付終了								
屈足市街									
B1	屈足緑町1丁目57番	土地	宅地	1,428.00	第1種住居地域	200/60	4,347,300	2,283	
	屈足緑町1丁目64番			397.05					
	屈足緑町1丁目67番2			79.31					
B2	屈足柏町1丁目16番1	土地	宅地	210.75	第1種住居地域	200/60	706,900	3,354	
B3	屈足旭町1丁目1番1	土地	宅地	340.82	商業地域	400/80	1,220,600	3,581	
B4	屈足旭町1丁目11番1	土地	宅地	51.43	商業地域	400/80	999,300	3,581	
	屈足旭町1丁目12番			357.08				2,283	
B5	屈足旭町1丁目17番1	土地	宅地	408.47	商業地域	400/80	1,462,900	3,581	
B6	屈足旭町2丁目80番	土地	宅地	29.67	第1種住居地域	200/60	380,000	2,614	
	屈足旭町2丁目81番			115.70					
B7	屈足緑町1丁目80番	土地	宅地	316.38	第1種住居地域	200/60	811,700	2,566	
B8	屈足柏町1丁目58番1	土地	宅地	311.15	第1種中高層住居専用地域	200/60	644,500	2,071	
B9	屈足旭町2丁目10番1	土地	宅地	40.27	商業地域	400/80	1,407,000	3,541	
	屈足旭町2丁目11番			357.08					
B10	屈足旭町3丁目30番21	土地	宅地	351.49	第1種中高層住居専用地域	200/60	795,700	2,264	
B11	屈足柏町1丁目71番	土地	雑種地	357.00	第1種中高層住居専用地域	200/60	639,300	1,791	
B12	屈足柏町1丁目72番	土地	宅地	357.00	第1種中高層住居専用地域	200/60	639,300	1,791	
B13	屈足緑町4丁目13番1	土地	宅地	270.56	第1種中高層住居専用地域	200/60	313,000	1,157	
B14	屈足柏町1丁目59番2	土地	宅地	193.84	第1種中高層住居専用地域	200/60	392,900	2,027	

※現地説明会は行いませんので、申し込まれる方はご自身で現地の確認をしてください。

○はじめに

- 1 売却済みであっても掲載されている場合がありますので、ご了承願います。
- 2 詳細については、新得町役場総務課契約管財係窓口で「案内書」を配布しておりますので、お問い合わせ下さい。

○町有地売り払いについて

1 売り払い開始日

すでに開始しています。

2 申し込み期間

《申し込みの受付》

随時受付をしており、毎月第2金曜日を締め切りとしています。

なお、申込のなかった物件は、再度募集が継続されます。

受付時間 午前9時00分から午前12時00分
午後1時00分から午後 5時00分
(土・日曜日、祝祭日、その他閉庁日を除きます。)

3 申し込み者の資格

個人でも法人でも申し込みができます。ただし、次の事項に該当する場合は、申し込みをすることができません

- (1) 市町村税等の滞納があるもの
- (2) 物件の売買契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、民法（明治29年法律第89号）第16号に該当する被補助人）及び破産者で復権を得ていない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当する事実があったもの
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (5) 暴力団員（同法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (6) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
- (7) (4)、(5) に該当する者がその経営に関与している法人、その他の団体又は個人
- (8) 取得後の転売や土地の賃貸が目的の者
- (9) 申込書提出後、条件を満たしていないことが判明したとき

4 用途の制限

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の適用を受ける者または連合する者がその活動のために使用するなど公序良俗に反する用途に使用することを禁止します。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業務の用途に利用

することを禁止します。

- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定される次の用途に利用することを禁止します。なお、同法の規定による危険物の貯蔵、処理量を問わず禁止します。
 - ① 危険物貯蔵施設またはこれに類する施設
 - ② 危険物処理施設またはこれに類する施設
 - ③ 危険物製造工場またはこれに類する施設
- (4) 建築基準法規定される畜舎、またはこれに類する施設の用途に利用することを禁止します。
- (5) 廃材等の保管施設またはこれに類する施設の用途に利用することを禁止します。
- (6) 太陽光発電設備のための施設の用途に利用することを禁止します。（住宅建設に伴う屋根等への設置に伴うものは除く。）
- (7) 周囲の景観を損なうもの、騒音や悪臭、健康被害等、住民生活に悪影響を与える施設の用途に利用することを禁止します。

5 申し込みの方法

- (1) 別紙申込書により申し込んで下さい。
- (2) 同一の者（同居の家族、会社の本支店等町が同一のみなす者）が同一の物件に複数申し込みはできません。ただし複数の物件に申し込むことはできます。
- (3) 2名以上で土地を所有しようとする方は、連名で申し込みをして下さい。
- (4) 代理人による申し込みをする場合、申し込み資格のない者が代理人となることはできません。
- (5) 提出書類
 - ① 町有地購入申込書
 - ② 身分証明書等の写し（法人の方は登記事項証明書の写し）
 - ③ 住民票（個人の場合）
 - ④ 事業計画書（購入後に事業をお考えの方～町の様式）

6 申し込み先

〒081-8501
上川郡新得町3条南4丁目26番地
新得町役場 総務課契約管財係
代表電話（0156）64-5111

7 売り払い先の決定

- (1) 毎月第2金曜日を締め切りとし、申込者1人の場合は売り払いを決定します。
複数の申込があった場合は、抽選といたします。
条件付販売などの物件があった場合は、新得町町有財産利活用審査会により契約者を決定する場合があります。
- (2) 審査会での審査の結果、申込者へ売却にならない場合があります。

8 契約の締結・売買代金の支払い

《契約の締結》

売り払い相手を決定（通知）した後に町で面積確認の測量を実施します。

契約準備が整いましたら、再度ご連絡いたしますので、14日以内にご契約下さい。

売買契約書に貼付する収入印紙代は、買い受け者の負担となります。

※測量後、面積が変動する可能性があります。

《売買代金の支払い》

①契約締結時に全額納付する場合

町が発行する納入通知書により指定金融機関又は役場出納窓口で納付して下さい。

②契約保証金を納付し、30日以内に残金を納付する場合

契約締結時に売買代金の100分の10以上（円未満切り上げ）の契約保証金を納付したあと、30日以内に売買代金と契約保証金の差額を、町が発行する納入通知書により、指定金融機関または役場出納窓口で納付して下さい。

《違約金》

購入者が用途の制限に関する事項に違反した場合、または実地調査を拒否、妨害、忌避した場合は売買代金の100分の20に相当する額の違約金を新得町に支払っていただきます。

9 所有権移転登記

(1) 所有権移転登記は、売買代金の支払いを確認後、町が行います

(2) 登録免許税、所有権移転後に要する一切の費用は買い受け者の負担となります。

10 その他

次のことを十分に確認してお申し込み下さい。

- (1) 物件は現状有姿のまま引き渡すものとし、地盤の整地、小木、雑草等の処理についての経費等について、町は一切負わないものとします。
- (2) 地盤調査は行っておりません。脆弱地盤等による損害の賠償及びあらゆる経費の負担について、町は一切負わないものとします。
- (3) 地下埋設物調査は行っておりません。契約後に地下埋設物が発見された場合の損害の賠償及びあらゆる経費の負担について、町は一切負わないものとします。
- (4) 現地説明は行いませんので、申し込まれる方は、必ず現地を確認して下さい。
- (5) 建築制限等については、予めご自身で調査確認をして下さい。法令等により指導等を受ける場合がありますので、ご自身の計画については十分のご確認下さい。
- (6) 売買契約締結後5年間は、物件の所有権を第三者へ移転することを禁止します。
なお、5年経過後に所有権を移転する場合は、買い受け人は上記の用途に関する禁止事項を継承させなければなりません。
- (7) 制限事項を確認するため、売却後に売却物件の利用状況について実地調査を行う場合がありますので、その際は、ご協力をお願いします。